

## 第1 基本方針

我が国の漁業は、漁業就業者の高齢化と減少、頻発する自然災害、外国漁船の違法操業、海洋環境の変化等によるさんま、いか、さけなどの主要な魚種の資源減少、燃油・飼料価格の高騰、為替や関税など国際情勢の変化等、多くの課題に直面している。昨年度は、熊本県八代海・長崎県橘湾での赤潮、九州・四国を直撃した台風10号、日本海沿岸の各地で発生した集中豪雨等の災害が発生したほか、令和6年1月1日の能登半島地震被害による操業制限が依然として続くなど、漁業経営や漁協・漁村は依然として不安定な状態が続いている。また、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国等による水産物の輸入制限措置については、中国は自国の食品安全基準に合致した日本産水産物の輸入を再開させるとしているが、再開時期等、依然として不透明な状況にある。

このような厳しい漁業環境を踏まえ、国は漁業経営を支える「漁業収入安定対策事業（積立ぶらす・掛金追加補助）」に対して、前年度の427億円に続き、令和6年度補正予算と令和7年度予算で計385億円を確保し、基金の積み増しを行ったところである。

国は水産基本計画に基づいて、漁業においてはTAC魚種の拡大やIQ管理の導入を図ると同時に、複数の漁法等による複合的な漁業への転換を含む漁船漁業の構造改革を進めようとしている。また、養殖業では「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、需要に応じた生産を行うことで生産性の向上と生産増大を図り輸出の拡大を目指しており、その方向性に沿った漁場改善計画の見直しが行われ、令和7年度から漁場環境に応じて適正養殖可能数量を柔軟に設定できるようになった。

このような状況を踏まえ、「ぎょさい」と「積立ぶらす」についても、制度の持続的かつ安定的な運営の確保と漁業を取り巻く状況の変化に対応するため、水産基本計画等に基づいた制度見直しが進められ、「ぎょさい」については、今年度中の漁災法改正の実現とこの改正に併せた運用等の見直しの協議を加速させる必要がある。一方、「積立ぶらす」については、「クロマグロの下止め特例」が今年度から段階的に廃止されること、また「養殖版積立ぶらすの払戻判定金額の算定に係る割戻し特例の廃止等」が令和9年度から実施されることを国から示されたところであり、その見直しに対応していく必要がある。

今年度も厳しい漁業環境が続くと思われるが、「ぎょさい」と「積立ぶらす」の果たす役割への漁業関係者の期待は引き続き非常に高い状態にある。漁業経営のセーフティーネットとしての機能が十分発揮できるよう、国、地方自治体、漁協系統・漁業者団体との連携を図り、「ぎょさい」と「積立ぶらす」をより一層浸透・定着させ、漁業経営の安定に貢献していくものとする。

## 第2 主な施策

### 1. 普遍的な加入と定着を図るために

「ぎょさい」と「積立ぷらす」は漁業者に十分認知されてきているが、より一層の定着を期し、普及推進を展開するものとし、今年度の全国目標として共済金額7,587億円、漁業者積立額369億円、加入率90%（漁獲、養殖、特定養殖共済の合計共済限度価額9,809億円に相当）を設定し、その達成に向けて、次の取組を行う。

#### (1) 具体的な推進目標の設定

- 継続契約の確保に努めるとともに、契約割合の引上及び未加入マーケットの解消に取り組む。

#### (2) 共済組合や漁協等との一体的推進活動の展開

- ぎょさい・積立ぷらすの普及推進に貢献している漁協の職員を対象に、より一層の制度の定着と補償の充実をはかるための全国会議を開催する。
- 共済組合が主催する推進会議や現地推進活動等に参加する。
- 諸会議等での協議や情報交換を通じて、目的達成に向けた実践的な取組を強化する。

#### (3) 各漁業団体・行政庁との連携強化

- 各漁業団体・行政庁に「ぎょさい」と「積立ぷらす」が果たしている経営安定機能に対する理解を深めてもらうための取組を行う。

#### (4) 広報活動の活発な展開

- 業界紙への記事提供、ホームページの随時更新、共済ニュースの定期発行等による対外的な情報発信に努めるほか、共済団体間の連絡を密にするため、共済組合への事業に関する情報提供を行う。
- わかりやすいパンフレットや普及資材等を作成する。

#### (5) 漁業共済優績者表彰の実施

- 漁業共済事業の発展に貢献していただいた契約者の表彰を行う。

#### (6) 漁業収入安定対策事業及びその他の掛金補助事業の活用

- 漁業収入安定対策事業（積立ぷらす・掛金追加補助）及び「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」等を活用した加入推進を図る。

## 2. 事業基盤の強化を図るために

### (1) 事業運営上の諸問題に関する積極的な取組

- 共済組合の常勤役職員を構成員とする漁業共済団体連絡協議会を通じて、漁業共済団体における諸課題を幅広く協議する。

### (2) 研修活動の充実強化

- 共済組合職員等を対象とした業務部門・管理部門の研修会を開催する。
- 共済組合が開催する漁協職員を対象とする研修会を年1回以上開催できるよう支援し、ぎょさい担当職員の育成に努める。

### (3) 経営基盤の強化

- 業務効率化およびコスト削減に繋がる共済団体の事務処理の合理化に向けた取組を検討する。
- 合併を検討する共済組合があれば、その求めに応じ、全国合同漁業共済組合との合併について必要な取組を行う。

## 3. 制度の充実等を図るために

- 制度及び運用の見直しにあたっては、水産基本計画や改正漁業法に基づく資源管理及び養殖業の成長産業化の推進等の動きに留意しつつ、現在の漁業・養殖業の経営実態を踏まえたうえで、今年度中の漁災法改正の実現に向けて関係漁業団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映されたものとなるように引き続き努める。なお、一般の制度見直しで対応が困難な長期的課題についても引き続き検討する。
- 今後の制度見直しにあわせ、オンラインシステムの改修に取り組む。

## 4. その他

- 令和8年度予定の新ビル竣工に向けて、事務所移転の準備を進める。
- 文書の保存方法について、文書電子化等に向け検討する。